第１章　背景と目的

1−1　ビジョン策定の背景と視点

長野県では、平成４年に自主条例である長野県景観条例を制定し、信州における景観育成の取組がスタートしました。その後、平成 17 年の景観法施行に伴い、法に基づく長野県景観条例及び長野県景観育成計画を策定し、条例制定時から今日に至るまで、景観育成重点地域の指定による信州の景観の骨格や顔となる地域の景観保全、170 地区を超える景観育成住民協定による住民主体の景観育成、市町村の景観行政団体への移行支援、屋外広告物条例の運用による地域主体の景観育成に取り組んできました。

一方、長野県景観育成計画策定から 18 年が経過し、本格的な人口減少社会の到来や市町村の景観行政団体への移行が進む中で、地域の魅力向上やエリア全体の価値を高めていく広域的な景観育成が課題となっています。行政界を超え、広域的な景観価値を高めるためには、地域ごとの景観育成の基本方針を明確にし、あらゆる主体が景観育成の理念を共有しながら取組を進めていく必要があります。

これらを踏まえ、県民及び市町村の意向を把握しながら、より効果的に「信州らしい」景観の育成・保全の実現を目指し、県全体及び広域的な視点で地域ごとの景観育成の方針を示した「長野県景観育成ビジョン」を策定します。

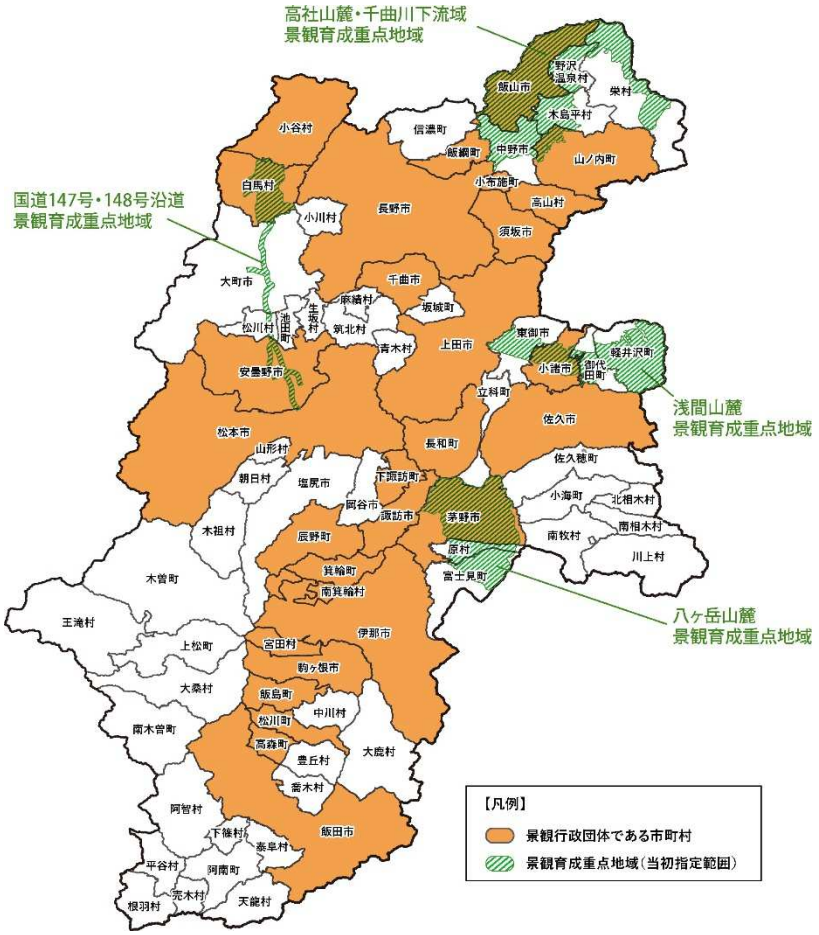

図　長野県における景観行政の状況（令和7年3月現在）

1－2 景観育成に取り組むことによる効果

1）「景観」とはなにか？

景観とは、私たちが日頃から目にする「山並み・水辺等の自然や田園」「建築物等のまち並み」「生業や祭礼等の活動の様子」などの環境の眺めであり、「きれいだな」「気持ちいいな」と感じる“見る人”の“心”も含まれています。素晴らしい景観は、感性を刺激し、私たちの生活をより豊かなものにしてくれます。

長野県は、峻険な山々に囲まれ、豊かな森林を持ち、数多くの清冽な渓流、河川、湖沼等に恵まれた、日本全国で、あるいは世界中でも有数の美しい自然を有しています。

その美しい自然と、先人により育まれた歴史、文化、風土等とが織り成す美しく豊かな信州の景観は、地域に暮らす人々により、世代を越えて受け継がれ、県民の大きな誇りであり、貴重な社会的共通資本です。

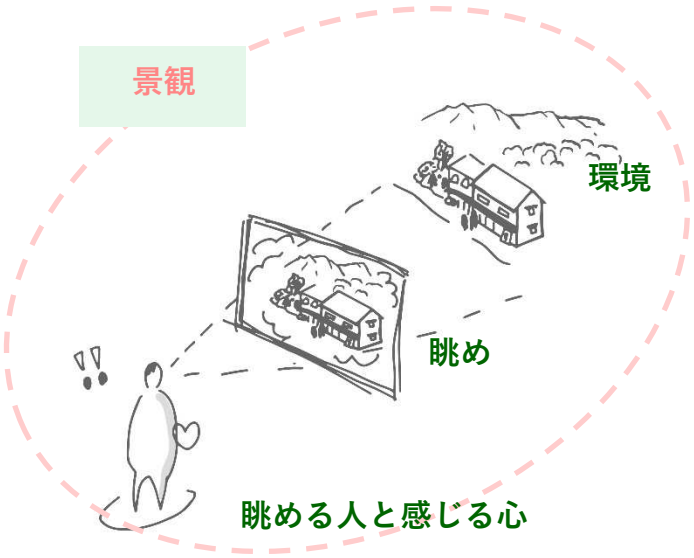

2）長野県における「景観育成」の概念

長野県では、景観を享受する者自らが主体的に関わりを持ちながら守り育てていくものであることを念頭に、多様な信州の景観資源を尊重し、そこからもたらされる「景観」を「育成」し次世代に引き継ぐという精神のもと、取組を進めてきました。

なお、長野県景観条例には「景観の育成」を次のように定義しています。

長野県景観条例　第2条(定義)より
　この条例において「景観の育成」とは、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを形成し、及び育てることをいう。

3）景観育成に取り組む効果

長野県、関係市町村、県民、関係団体、企業等が連携し、景観育成に取り組むことにより、地域の誇りや愛着の醸成、良好な観光地や生産地としてのイメージアップが図られることで、エリアの価値が高まり、定住人口の確保や関係人口の増加、観光・産業の振興が図られ、長野県全体が活性化することが期待されます。

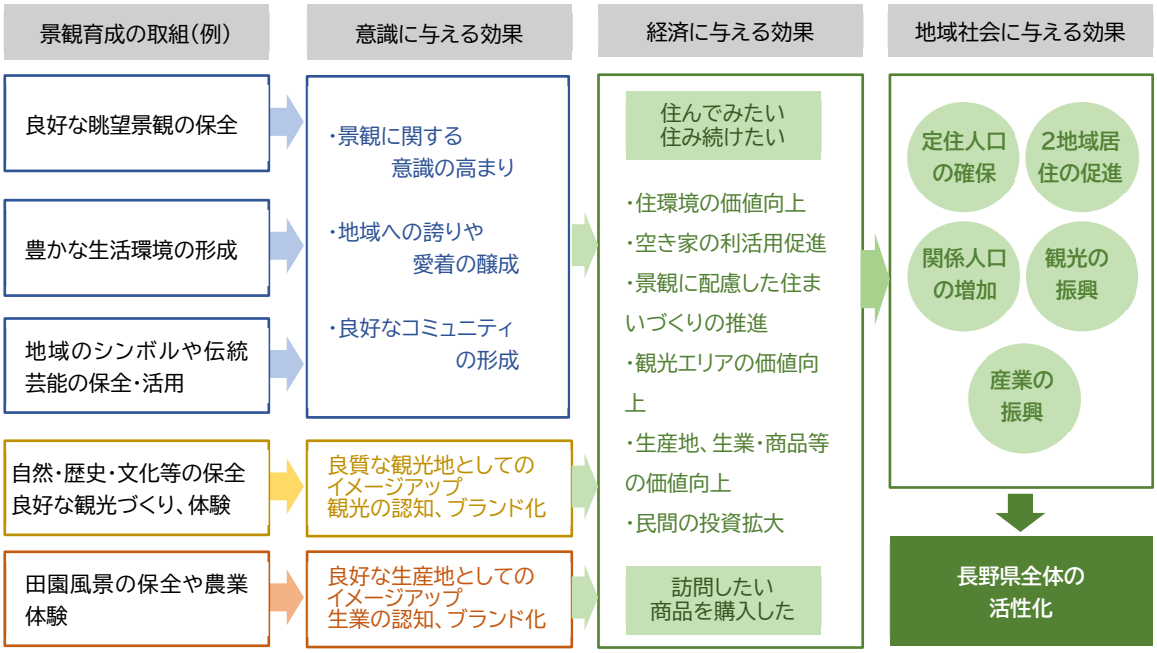

■県民・来県者の声(県民・来県者アンケート結果より)

2024年5月25日~6月3日に県民、6月6日に来訪者を対象として実施。有効回答数は県民1,008件、来県者1,028件。

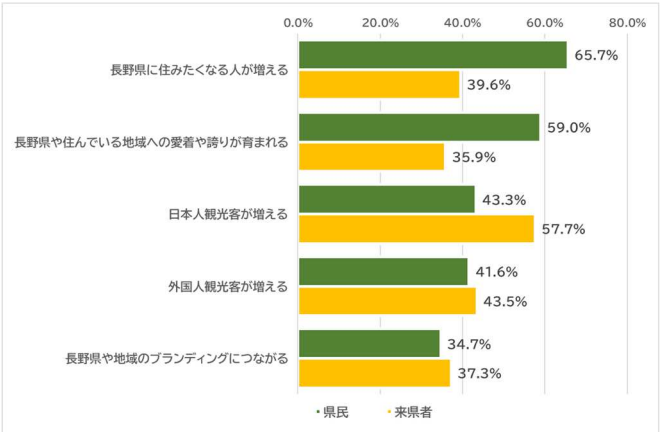

図　景観が良くなることのメリット(県民の回答が上位5つ)

景観が良くなることで、「長野県に住みたくなる人が増える」、「長野県や住んでいる地域への愛着や誇りが育まれる」との認識が高く、「観光客が増える」「ブランディングにつながる」ことにより、経済・観光・交流の活性化への期待が伺える。

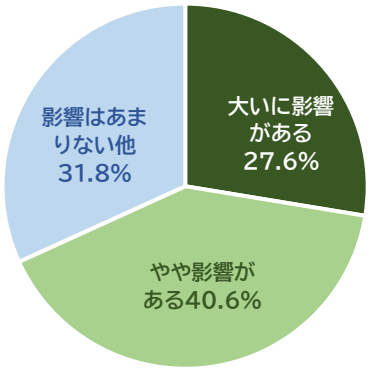

図　景観の良し悪しが来訪意欲に与える影響

景観の良し悪しが来訪意欲に与える影響に対し、約7割が「大いに影響がある」「やや影響がある」と回答している。

※来訪目的がビジネス等の場合を除く

1－3 ビジョンの位置づけと計画期間

本ビジョンは、しあわせ信州創造プラン 3.0 のほか各分野の計画や施策を踏まえ、長野県全域の景観育成に関する目標や方針及び施策を明示します。長野県及び景観行政団体市町村は、本ビジョンを踏まえ景観法の活用や景観施策を展開します。

また、本ビジョンの計画期間は概ね 10 年間とし、令和 17 年度（2035）までとします。

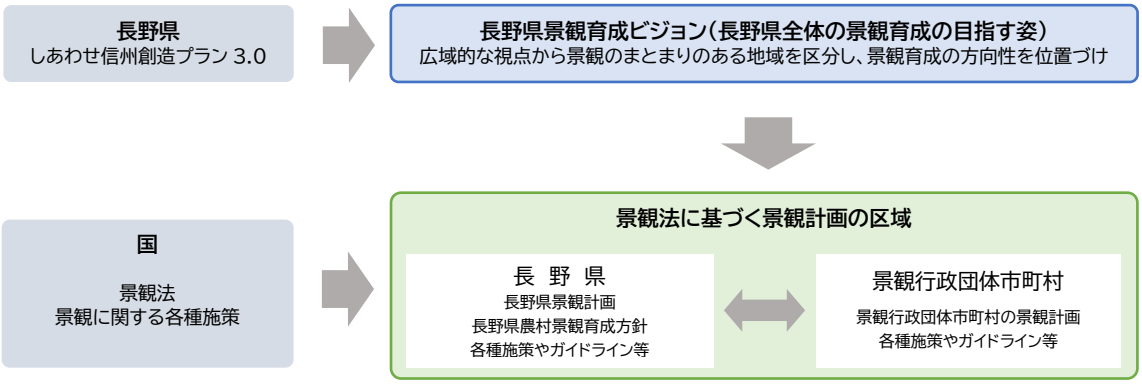

図 本ビジョンの位置づけ

1－4 ビジョンの構成

本ビジョンは６章で構成するものとします。第２章では長野県の景観特性を明らかにし、取り組むべき視点を整理します。第３章では景観育成の基本理念及びビジョンを示し、第４章では、景観育成の取組の方策を示します。第５章では広域景観エリアごとに景観育成の基本目標及び基本方針を定めます。第６章では、景観育成ビジョンの推進体制と進捗管理の方法を明記しています。

■長野県景観育成ビジョンの構成

第1章　背景と目的

- ビジョン策定の背景と視点/景観育成に取り組むことによる効果/ビジョンの位置づけと計画期間/ビジョンの構成

第2章　長野県の景観特性とビジョン策定の視点

2-1　長野県の景観特性と景観育成を取り巻く環境

景観特性：地形/歴史/生業・生活/眺望/祭礼・行事
景観構造の特性：基本構造／空間的広がり
今後の景観育成を取り巻く環境
・地域への愛着や誇りの醸成、交流・関係人口の獲得
・広域的、身近な暮らしの視点からの景観育成
・新たな技術との調和、環境や自然災害等に対応した持続ある景観育成
・「自然や食」、「生産者や企業」との連携を視野に入れた景観育成

2-2　ビジョン策定の5つの視点

視点1
・市町村の行政界を超えた広域景観に影響を及ぼし得る事象や行為への対応
・広域的な視点からエリアの価値を高める景観育成の取組を推進

視点2
・公共施設における都市・地域と一体的なデザインによる質的向上

視点3
・環境配慮型の都市・地域づくり、施設づくりの景観誘導

視点4
・景観育成の担い手である生産者・事業者等の支援・連携の強化

視点5
・市町村と県の役割分担の整理と必要な支援策の継続・強化

第3章　景観育成の基本理念

3-1　景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

近年の社会情勢や環境の変化により景観を取巻く状況も大きく変化する中で、素晴らしい長野県の景観を未来につないでいくためには、多様な主体と連携し協働した取組を進め、信州の景観を更に磨き上げ、郷土愛や人とのつながりを生み出すために景観育成の基本理念を上記のとおり掲げます

3-2　景観育成の3つのビジョン

■ビジョン1～広域的な景観育成の視点～
「観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく」

■ビジョン2～身近な景観育成の視点～
「身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む」

■ビジョン3～多様な主体との連携の視点～
「あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく」

3-3　パートナーシップによる景観育成

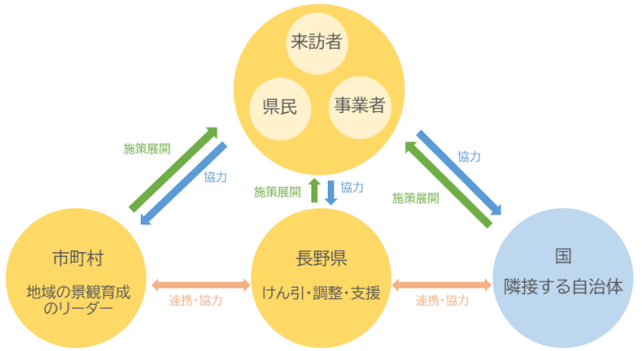

主体ごとの役割を整理
・県　民⇒景観育成の主体
・事業者⇒景観育成の主体
・来訪者⇒景観育成に協力
・市町村⇒地域の景観育成のリーダー
・長野県⇒県全体の景観育成をけん引

第4章　景観育成の5つの取組

取組方針❶　→主体：長野県
広域的な景観育成を先導します
・広域景観エリアを設定し、景観育成の方向性を明示
・重点的に景観育成に取り組むエリアを設定し市町村連携

取組方針❷　→主体：市町村・長野県
戦略的に眺望景観を活用します
・眺望点（ビューポイント）の指定や保全
・広域景観保全の仕組みを導入（広域景観アセスメント制度）

取組方針❸　→主体：長野県
公共空間の質を高めます
・公共事業景観育成指針の運用
・広域的な公共整備の景観協議の仕組み

取組方針❹　→主体：県民・事業者・市町村・長野県
身近な自然・農村・歴史・文化を活かします
・長野県農村景観育成方針の展開
・農山村風景や自然風景、歴史・文化

取組方針❺　→主体：県民・事業者・市町村・国・長野県
多様な人材と協働・連携で推進します
・勉強会や交流の機会を通じて、景観育成の取組強化
・市町村が主体となった景観行政の実現

第5章　広域景観エリアの景観育成方針

1　基本目標

・広域景観エリアの景観特性を踏まえた基本目標を設定

2-1　広域景観の育成を先導する取組

①活かしたい眺望景観
②景観のまとまりにおける広域景観育成の推進
③景観軸における広域景観育成の推進

2-2　景観資源を活かしたエリアブランディングの取組

・住民を主体とした景観育成の取組による環境の維持向上
・歴史・文化的資源や農林業等を活用したブランディング

第6章　長野県景観育成ビジョンの推進体制

6-1　推進体制

関係機関との横断的な体制を整え計画的に進捗管理を実施

6-2　進捗管理の方法

PDCAサイクルによる進捗管理
・PDCAサイクルの考え方に基づく進捗管理を行いながら計画的な取組を推進
・定期的な進捗管理、5年を目途に必要に応じて長野県景観育成ビジョンの見直し

実行計画の作成
・景観育成に直接関連する事業と間接的に関連する事業とに整理を行い実行計画を作成し、進捗管理を行います

第２章　長野県の景観特性とビジョン策定の視点

２−１　長野県の景観特性と景観育成を取り巻く環境

１）長野県の景観特性

長野県は、日本アルプスをはじめ、壮大な山々が連なり、世界的に類まれな山岳景観を有しています。山々から流れる渓流の美しさや多様な植生が織り成す自然環境、高山から山麓の高原の景勝地や著名な休養地など、豊かな四季の彩りを持つ山岳観光地です。

また、山々を縫うように日本を代表する河川が流れ、人々の日常活動はこの河川が作り出した平坦地を中心に形成されてきました。その平坦地は山々により分節され、南北に長い県土による気候差などから、各地域が独自の歴史や風土を育み、個性豊かな景観を生み出しています。

このような本県の状況を踏まえ、自然的な景観を主とした「①地形・水系」、歴史的な景観を主とした「②歴史や文化」、主に平地に広がる「③生業、生活」の３つの視点から、長野県の景観特性を概観します。また、①〜③の状況を感じられる「④眺望」と、各地域の生活や暮らしに根付いている「⑤伝統行事・イベント」の２つの側面から特性を把握します。

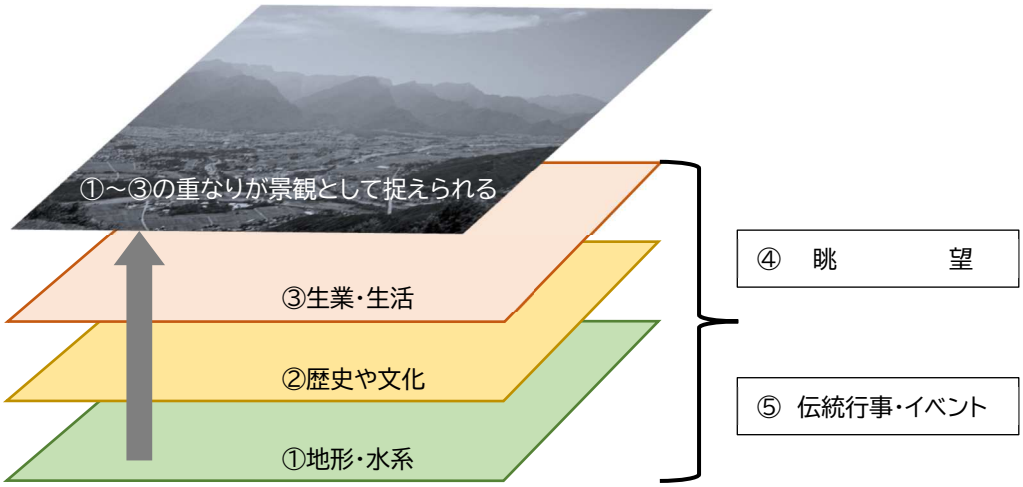

①地形･水系

本県は、西境の北アルプス、南東境の南アルプス、妙高火山群など、四方を 2,000〜3,000ｍ級の山に囲まれ、その中に八ヶ岳連峰、中央アルプス等の諸山岳が重なりあい、複雑な地形を構成しています。八ヶ岳や浅間山麓をはじめとする高原も多く、平地の形状として松本平、善光寺平などの扇状地や、天竜川、木曽川流域に見られる河岸段丘などがあります。

植生は、上信越境地帯の山地と戸隠山一体及び北アルプスにはブナの自然林が残され、その下部にはミズナラの二次林が広く分布しています。北アルプス南部、中央・南アルプス、八ヶ岳などの標高の高い地域は、高山･亜高山帯自然植生が広く認められ、それら山腹はアカマツ、カラマツ等の植林が広い範囲を占めています。また、木曽谷のヒノキの自然林、扇状地や段丘上の果樹園、高地の山麓部の高原野菜畑の広がりなど、生活に根ざした植生や農業も重要な特性の一つです。

水系は、千曲川、木曽川、天竜川などの源は本県に発しており、天竜川、木曽川は南に流れて太平洋に注ぎ、千曲川は犀川と合流して信濃川となり、北に流れて日本海に注いでいます。これら流域に平地が広がり、千曲川流域の佐久平・善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、木曽川流域の木曽谷、諏訪湖を中心とした諏訪盆地があります。

近年、山岳や高原のリゾート地では通年型観光への転換が進められ、四季を通じて来訪者が増えています。また、美しい渓谷や湖面を利用した新しい楽しみ方も生まれるなど、本県の自然景観はますます重要性が高まっています。

開田高原（木曽町）

ビーナスライン（茅野市他）

②歴史・文化（旧街道、旧城址等）

本県は、古くから東日本と西日本の接点であり、異なる地域文化を繋ぐ交通網の発達と「平」や「谷」ごとの文化の継承により、多くの地域文化が織り成す豊かな地域性を有しています。

また、それら地域性を象徴する史跡等は、文化の香りと歴史の重みを今に伝えています。

江戸時代を中心に整備された中山道や甲州街道、北国街道等の沿道には、古いまち並みや宿場の面影を色濃く残す地区も複数見られます。また、山や川などの自然を活かし、固有の歴史的背景を持つ大小の城・城址が複数あり、松本城と城下町の姿を留める地区など、面的に歴史的な景観が見られます。さらに、日本を代表する社寺である善光寺、戸隠神社、諏訪大社は歴史的シンボルであり、その門前や参道のまち並みの保全・活用が進められています。

松本城（松本市）

善光寺表参道（中央通り、長野市）

妻籠宿（南木曽町）

③生業、生活（田園、都市・市街地）

●田園：農地や集落を中心とした田園景観

田園景観は、河川沿いの低地に広がる田畑と、山麓や高原に広がる農地、地形を生かした棚田などが見られます。また、拾ヶ堰や塩沢堰、八ケ郷用水、坂本養川堰などの土地改良による田園景観、山麓や扇状地端では湧水群などの固有の景観を生み出しています。さらに、山麓や森、渓谷などでは温泉が湧出しており、県内各地において、古いまち並みと湯けむりが風情ある景観を生み出しています。また、野沢温泉村では激しく湯けむりをあげる麻釜で野沢菜を洗う人々の姿が冬の風物詩として認知されています。

稲倉の棚田（上田）

温泉の湯を使ったお菜洗い
（野沢温泉村）

●生活：都市や市街地のまち並み景観

長野駅や松本駅などの主要な鉄道駅を中心に商業・業務・住宅などによる都市的な景観が形成されています。また、飯田市内にリニア中央新幹線の新駅が建設中であり、新たな都市景観の創出が期待されています。

④眺望：地形が生み出す山・山並みや田園への眺望景観

四方を山に囲まれた地勢と地形的特性から、山並みと生業・生活が一体的に眺められることが大きな特徴です。安曇野市長峰山から安曇野の田園風景と北アルプスを眺めた作家の川端康成、井上靖、東山魁夷は、「残したい静けさ、美しさ。」と絶賛しました。このように、著名人からも評価される眺望景観が各地域に見られ、四季の変化とともに多彩な景観を楽しめます。

姨捨の棚田（千曲市）

⑤伝統行事・イベント

諏訪大社の神事・御柱祭をはじめ、民俗芸能の宝庫と言われる南信州の遠山の霜月祭り、新野の雪祭り、大鹿歌舞伎などの地域ごとの伝統行事は、信州の景観育成に欠かせない魅力的な生活文化の一つです。また、諏訪湖の花火大会など、各地で季節のイベントが行われています。

大鹿歌舞伎（大鹿村）

2)長野県の景観構造としての特性

①長野県の景観の基本構造

広域景観の基本的な構造は、低地・台地は主な河川流域に沿って立地し、平や谷を形成し、人間の諸活動の主領域として、「まち・生活（都市)」や「田園」として景観の主軸となっています。また、この領域の両側には地域景観の背景の主要要素である山並み(山岳）であり、休養地や林産物の生産地でもある「山麓・山間」があります。さらに、個々のこうした領域を「道路・鉄道」や「街道」、「河川」が繋いでいます。

眺望は、道路や鉄道などからの眺め（シークエンス）に加え、農地や集落の後背の高台から山・田園・まち全体を見渡すパノラマ景観が得られることが特徴となっています。

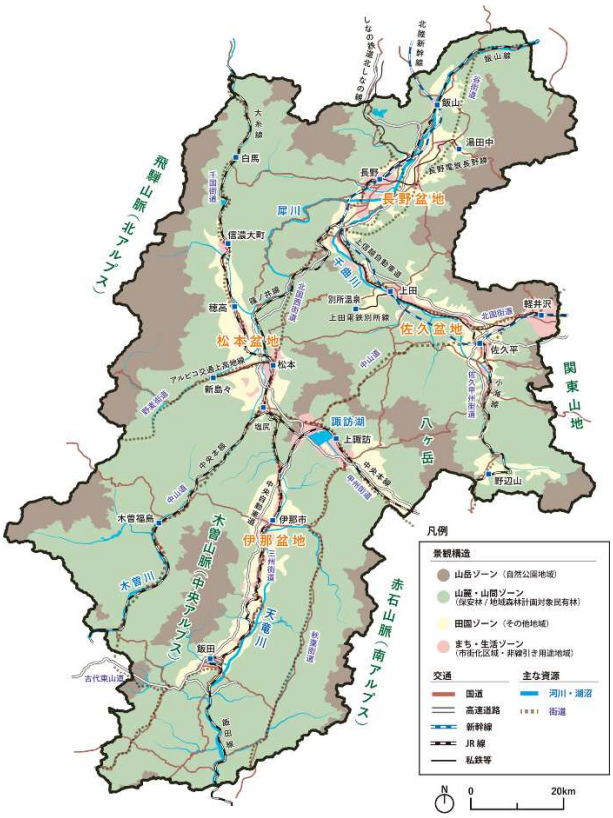

高倉集落(上松町)

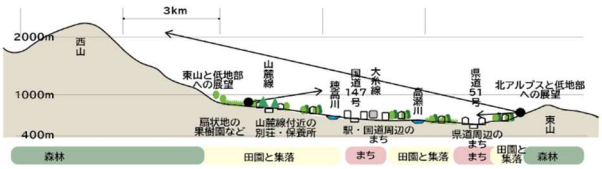

②空間的なまとまりとつながり

本県は、４つの区域区分（北信、中信、東信、南信）と 10 の行政区域があり、基本的な生活圏が形成されています。一方で、軸的なつながり（主に道路・鉄道や街道）や視覚的なつながり（北信五岳、北佐久から八ヶ岳、浅間～蓼科～八ヶ岳～関東山地）に見られるように生活圏を超えたつながりを有しています。さらに、中山道や甲州街道、千国街道（塩の道）などの旧街道を通じて、太平洋や日本海、大都市圏（東京、中京、関西）と深い結びつきがあり、日本の背骨の中心として、県域を超えた関係性がみられます。

その結果、地域ごとの気候や風土に根付いた生活や文化が醸成され、それが固有の景観を育んできました。今後、広域的な景観育成については、地域固有の景観を磨きながら、地域相互に連携を図ることで、信州全体の魅力向上につながるといえます。

3)今後の景観育成を取り巻く環境

「しあわせ信州創造プラン 3.0」に示された長野県の特性と現在を取り巻く社会情勢や、県民・来県者及び県内市町村へのアンケート調査結果を踏まえ、今後の長野県の景観育成を取り巻く環境を整理します。

■県民の地域への愛着や誇りの醸成、交流･関係人口の獲得

● 少子化と人口減少の急速な進行

本県を含む全国的な人口減少により、空き家・空き地等の増加、活力や景観の質の低下が進行している。また、県民の地域への愛着や誇りを育み、担い手の確保を進める必要がある。

● 東京一極集中から地方分散への動き、ライフスタイルや価値観の多様化

本県を取り巻く広域交通網の拡張による人々の交流や経済圏の拡大、国民の働き方の変化や二地域居住などの推進による、交流・関係人口の増加への対応が求められている。

● 身近な景観育成への支援等(アンケート調査結果より)

景観住民協定の支援、表彰制度などの景観を考えるきっかけづくりなどが求められているほか、市町村職員のノウハウや人員不足、景観育成施策支援が求められている。

■広域的な視点と身近な暮らしの視点からの景観育成

● 自律分散型の県土と地域ごとの多様な文化

本県は小規模市町村が多いことから、行政間の連携した取組が重要である。また、自然環境と歴史により育まれた地域独自の文化や風習を尊重し、活用すべきである。

● 地域で育まれてきた特色ある産業

本県の特性である再生可能エネルギーにも貢献する林業の生産、質の高い農畜産物・水産物の供給、明治・大正期の製糸業から構造転換を経た三次産業の集積という特色ある産業と共存した景観育成が求められている。

● 快適で魅力あるまちづくりの推進

中心市街地の再生やウォーカブルなまちづくりによるコンパクトシティの推進、都市公園や街路樹の道路空間の整備等により、みどりが持つ多様な機能を活用したまちづくりの推進が求められている。

● 広域的な眺望景観の育成(アンケート調査結果より)

眺望や自然、歴史・生業・暮らしの景観が高い評価を得ていることから、広域的な眺望景観の育成と支障行為(大規模な建築物や太陽光パネル等)への対応等が求められている。

● 市町村間連携の機会等を創出(アンケート調査結果より)

県と市町村における景観育成に関する基本的な方向性の共有、市町村間の連携及び広域景観を単位とする協議の機会の創出などが求められている。

■新たな技術との調和、環境や自然災害等に対応した持続ある景観育成

● 社会におけるデジタル化の急速な進展

本県並びに全国的にも中山間地域におけるデジタル技術の活用や先端技術の活用が進んでおり、これら新技術と景観の調和が求められている。

● 気候変動や自然災害への対応

本県並びに全国的にも地球規模の環境への配慮やゼロカーボンに向けた施設の増加、激甚化する自然災害に対応した河川等の土木工事やグリーンインフラの取組が進められており、今後、持続ある景観づくりが求められている。

■「自然や食」、「生産者や企業」との連携を視野に入れた景観育成

● 生産者や企業との連携

本県では、地産地消の動きの活発化やワインバレー構想等、食に関する生産者や企業との連携やパートナーシップを通じた景観育成の可能性を秘めている。

● 自然を生かした観光等との連携や信州らしい景観育成やブランディング

全国的な傾向として見られるコロナ禍を経験したことによる更なる自然への回帰や観光ニーズの高まりを受け、自然を生かした観光等との連携を視野に入れることで、信州らしい景観の育成やブランディングへの寄与が求められている。

参考)県民や来県者、市町村へのアンケート調査のまとめ

県民・ 来県者	◆景観の評価 ・山々への眺望景観をはじめ、景観を好意的に評価 ・地形や歴史、暮らしの景観が信州らしい景観を形成する重要な要素として評価 ◆景観の課題 ・空き家・空き店舗、管理されていない土地への対応 ◆県への期待 ・広域的な眺望景観へ影響の大きい建築物等への対応 ・身近な地域の景観育成への支援 ◆県民ができる取組 ・住まいや自然等の維持保全活動、ふるさと納税等の経済支援
市町村	◆景観の課題 ・空き家・空き店舗、建築物の老朽化、手入れされない農地・山林への対応 ・外国資本による景観の変化への対応 ・眺望に支障のある行為(大規模建築物、屋外広告物、太陽光パネル)の広域調整 ・隣接市町村との景観誘導の方向性が不一致 ◆県への期待 ・ノウハウや人員不足、景観育成施策支援への期待(景観行政団体以外の市町村) ・創造的な景観誘導、新技術による景観阻害要因への対応等(景観行政団体市町村)

図　県民・来県者アンケート結果(信州らしさを感じる景観、県民の回答が 50%以上のみ掲載)

- 県民・来県者ともに、「山々への眺望景観」、「自然環境」、「歴史なまち並み」が上位3つであり、自然や歴史の評価が高いことが認識できる。
- また、田園・里山・集落地、果樹園や味噌・酒造等の生業や暮らしの景観が信州らしい景観を形成する重要な要素と認識できる。

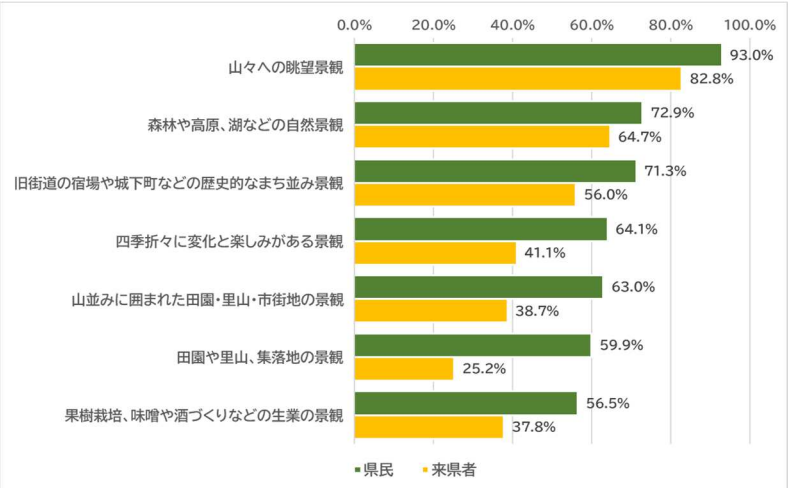

図　県民・来県者アンケート結果(改善が必要と感じる景観、県民の回答が 25%以上のみ掲載)

- 管理されていない空き家や空き店舗、農地の改善を求める意向が強く表れている。
- また、周辺環境に馴染まないソーラーパネルや建築物・広告物のデザイン、山への眺望を遮る建築物等の改善を期待する意向も一定数存在している。

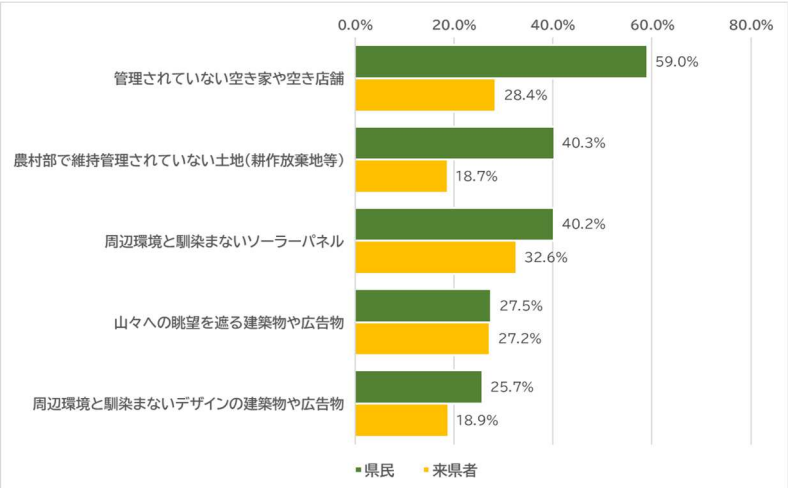

2－2 ビジョン策定の5つの視点

本県の景観特性及び景観を取り巻く環境を踏まえ、本ビジョンを策定する視点として次の５つを整理します。

今後の景観育成を取り巻く環境

■県民の地域への愛着や誇りの醸成、交流・関係人口の獲得

・少子化と人口減少の急速な進行
・東京一極集中から地方分散への動き、ライフスタイルや価値観の多様化
・身近な景観育成への支援等

■広域的な視点と身近な暮らしの視点からの景観育成

・自律分散型の県土と地域ごとの多様な文化
・地域で育まれてきた特色ある産業
・快適で魅力あるまちづくりの推進
・広域的な眺望景観の育成
・市町村間連携の機会等を創出

■新たな技術との調和、環境や自然災害等に対応した持続ある景観育成

・社会におけるデジタル化の急速な進展
・気候変動や自然災害への対応

■「自然や食」、「生産者や企業」との連携を視野に入れた景観育成

・生産者や企業との連携
・自然を生かした観光等との連携や信州らしい景観育成やブランディング

ビジョン策定の5つの視点

●視点1

・市町村の行政界を超えた広域景観に影響を及ぼし得る事象や行為への対応
・広域的な視点からエリアの価値を高める景観育成の取組を推進

●視点2

・公共施設における都市・地域と一体的なデザインによる質的向上

●視点3

・環境配慮型の都市・地域づくり、施設づくりの景観誘導

●視点4

・景観育成の担い手である生産者・事業者等の支援・連携の強化

●視点5

・市町村と県の役割分担の整理と必要な支援策の継続・強化

第3章　景観育成の基本理念、景観育成のビジョンを明示し、それぞれ景観育成の取組につなげる

第３章 景観育成の基本理念

３−１ 景観育成の基本理念

長野県は、峻険な山々とダイナミックな地形、豊かな森林や山麓が広がり、河川や湖沼等に恵まれた美しく豊かな自然景観と、農林業の生産活動や人々の生活、地域固有の歴史や文化が調和した田園景観は、地域それぞれに特色があり、信州ならではの魅力に満ちあふれています。このような信州の景観は、県民の誇りであるとともに、かけがえのない共有財産です。

近年の社会情勢や環境の変化により景観を取巻く状況も大きく変化する中で、素晴らしい長野県の景観を未来につないでいくためには、多様な主体と連携し協働した取組を進め、信州の景観を更に磨き上げ、郷土愛や人とのつながりを生み出すことが大切です。

このような背景を踏まえ、景観育成の基本理念を次のとおり掲げます。

【景観育成の基本理念】

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

良好な景観は、「ここで暮らしたい」という愛着を育み、「行ってみたい」という行動につながります。県民一人一人が、地域で大切にしている資源や祭礼、イベントを守り、花壇づくりや地域の清掃活動等を行うことで、豊かな生活環境を形成し、自然や歴史的な景観と相まって、信州らしい景観が磨かれます。

このように、住まう人・訪れる人が「いいな！」と思う信州の景観を磨き、広めていきます。

高ボッチ高原（塩尻市）

大岡芦ノ尻（長野市）

駒ヶ岳の雪形（駒ヶ根市）

3－2 景観育成の3つのビジョン

今後、長野県が担うべき役割に基づき、ビジョン策定の５つの視点を踏まえ、将来に向けた景観育成のビジョンを次のとおり定めます。

ビジョン1（広域的な景観育成の視点）
観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく

- 広域景観の視点から複数のエリアを設定し、景観育成の方向性を明示する
- 広域景観の保全の仕組みを導入する
- 重点的に景観育成に取り組む地域を設定し、県と市町村が連携して景観育成を推進する

ビジョン2（身近な景観育成の視点）
身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む

- 生産地や地場産業等、地域固有の景観を保全し、ブランディングにつなげる
- 地域のアイデンティティーを尊重した景観保全の推進を図る
- 地域の景観特性を尊重した公共空間を整備し、質的向上を図る

ビジョン3（多様な主体との連携の視点）
あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく

- 県民、事業者、市町村、県など様々な主体が景観育成に参加し、磨き上げる
- 県民・行政職員を対象とした勉強会や交流の機会を通じ、景観への理解を底上げする
- 専門家の派遣や景観育成住民協定等、景観育成の取組を支援する

3－3 パートナーシップによる景観育成

美しい信州の景観を県民や来訪者が享受し、一人一人が信州の景観の良さを実感できるようにするために、県民、事業者（生産者も含む）、行政等が相互の役割を認識し、パートナーシップにより総合的かつ計画的に景観育成に取り組みます。また、国や隣接する自治体、来訪者や事業者等の協力・支援を得ながら、景観育成を推進します。

＜期待される役割＞

- **県民**
  - 県民一人一人が景観育成の主体であることを認識し、積極的に景観育成に取り組みます。
  - 景観が社会的共通資本であることを認識し、景観資源を大切に保全します。
  - 県及び市町村が実施する景観育成に関する施策に協力します。
- **事業者**
  - 事業活動を通じた景観育成の主体として、良好な景観育成に貢献します。
  - 県及び市町村が実施する景観育成に関する施策に協力します。
- **来訪者**
  - 信州の景観を尊重し、その魅力を県内外に伝えるとともに、地域の景観保全意識を高める存在として景観育成に協力します。
- **市町村**
  - 県や県民・事業者と共に、地域の景観育成のリーダーとして、地域特性に応じたきめ細かな景観育成に取り組みます。
- **長野県**
  - 地域固有の景観を守り活かすため、広域的な視点から景観育成における諸調整を行いながら、景観育成をけん引します。
  - 情報提供や技術的な助言等の支援を行い、各主体と連携しつつ、景観の底上げを図ります。

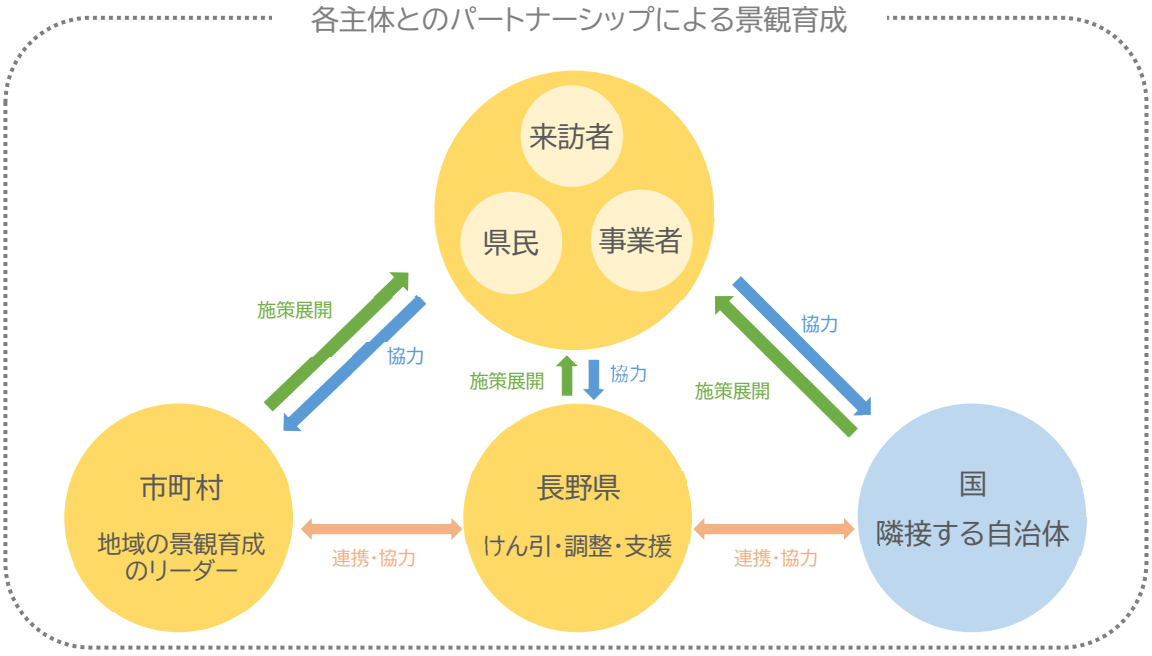

第4章　景観育成の5つの取組

4－1　ビジョンに基づく取組方針と方策

本章は、第３章の景観育成の３つのビジョンの実現のため、次の５つの取組方針を定め、取組方針を実現するための取組方策を示します。県は、これまで取り組んできた景観育成の取組のほか、新たな取組の視点を加えることで、より発展的な景観育成に取り組みます。

なお、新たな取組方策は、new を付記しています。

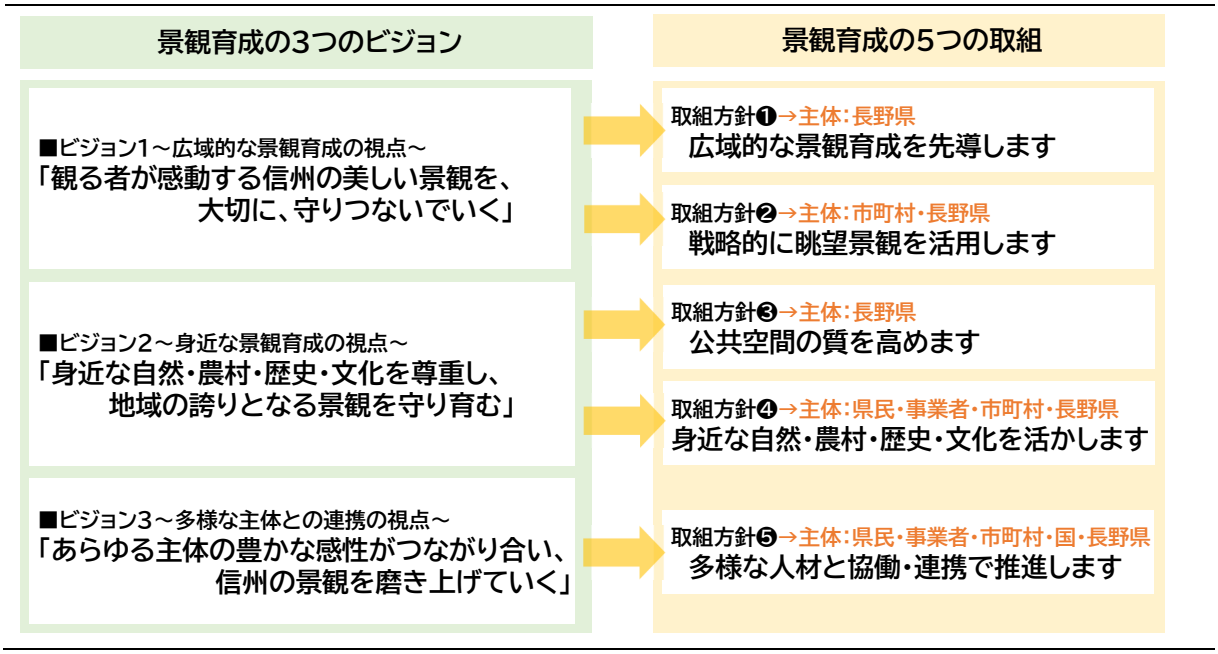

4－2 ビジョン1に基づく取組方針と方策

■ビジョン1～広域的な景観育成の視点～
「観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく」

取組方針❶　→主体：長野県
広域的な景観育成を先導します

取組方針❷　→主体：市町村・長野県
戦略的に眺望景観を活用します

取組方針❶ 広域的な景観育成を先導します

長野県は、山々が連なる地形的特徴から市町村界を超えて一定のまとまりのある広域的な景観が形成されています。このような景観の魅力を高めるため、広域的な景観特性を有している地域の市町村が連携協力した景観育成を進められるよう、その検討や取組を先導します。

【各主体に期待される役割】
・県民、来訪者、事業者等は、地域固有の景観資源を認識し、積極的な景観保全と育成に努めます
・市町村は、広域的な景観の価値を維持向上させるため、近隣市町村と連携・協働することにより、広域景観エリアの価値向上に資する取組を推進

【県の役割】
・県は、地域の個性を尊重し広域的な景観育成を図るため、広域景観エリアを設定し、エリアごとの市町村と広域景観育成を検討する場を設け、市町村と連携・協働

取組方策❶－① 景観法制度を活用した景観誘導

長野県は、信州の景観の骨格や顔となる景観育成、地域ごとの独自の景観育成を進めるため、歴史的まち並み保存等の関連制度の活用の他、重点的に景観の育成を図る地域を景観育成重点地域に指定し、景観法に基づく届出制度等を通じて景観育成を図ります。

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域

取組方策❶－②　広域景観エリアの設定、広域景観エリア協議会による取組の推進　new

長野県は、市町村の枠を超えた一定のまとまりのある広域的な景観を推進するため、広域的な地域の成り立ち等を踏まえた次の視点に基づいて 12 の広域景観エリアを設定するとともに、市町村と県で検討や意思統一を図るための広域景観エリア協議会を設置します。

●広域景観エリア設定の考え方

・景観施策の展開や地域的なまとまりを踏まえ、地域振興局の 10 単位を基本に検討する

・地形や景観的な特徴により、地域振興局の単位によりエリア設定が難しい場合は、景観特性のまとまりや地形地物等の適当な位置で区分けを行う

・既往の景観育成重点地域の指定状況を踏まえ、広域景観の一体性を考慮する

地域振興局の 10 単位 ＋ 地形的特徴 景観的特徴 ＋ 重点地域の指定状況 ＝ 12 広域景観エリア

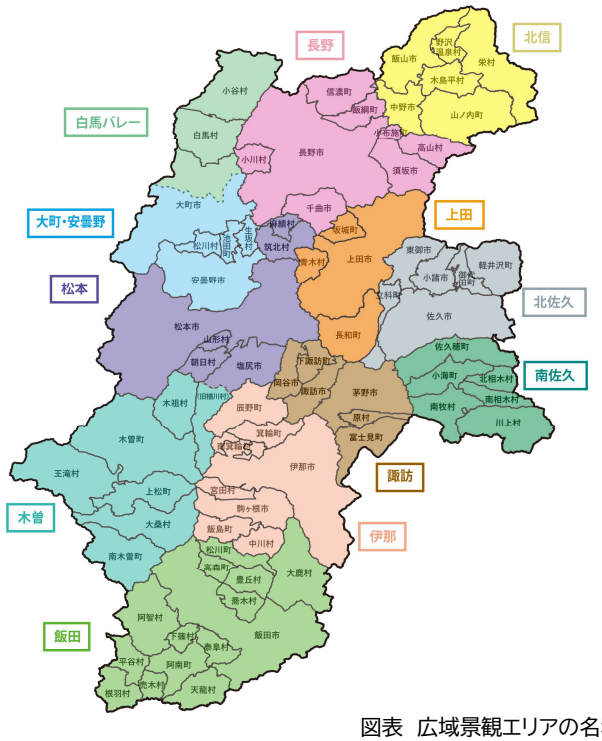

エリア名称	対象市町村
北佐久	小諸市、佐久市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町
南佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町
上田	上田市、坂城町、長和町、青木村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
飯田	飯田市、松川町、高森町、喬木村、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村
木曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、塩尻市(旧楢川村)
松本	松本市、塩尻市(旧楢川村地区以外)、麻績村、山形村、朝日村、筑北村
大町・安曇野	大町市(白馬バレーを除く地域)、安曇野市、生坂村、池田町、松川村
白馬バレー	大町市(仁科三湖周辺)、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

図表　広域景観エリアの名称と対象市町村

広域景観エリア協議会は、広域景観エリアの景観特性や大切にしたい特徴等を共通化し、関係する市町村と県がエリアの価値を高めるための取組を検討し、関係市町村の理解と協力の下で取組を進めます。

●広域景観エリア協議会を活用しながら協議が望まれる内容

・広域景観育成上重要な眺望点の選定や指定検討

・広域景観エリア内における景観誘導施策の検討

・景観アセスメント制度の協議・調整

・広域景観エリア内における届出基準等の検討、重点地域及び広域景観育成重要ゾーンの検討　など

なお、あらゆる主体が共通認識を持ちながら景観育成に取り組めるよう、第５章「広域景観エリアの景観育成方針」において、広域景観エリアごとの景観育成の方向性を示します。

取組方策❶－③　重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定 new

良好な広域景観の育成を進めるために、各広域景観エリアの土地利用の状況や景観上の拠点となっている箇所を把握し景観育成の積極的な取組を行う広域景観育成重要ゾーンを設定します。設定された広域景観育成重要ゾーンは、戦略的な眺望景観の活用や公共空間の質の向上、身近な自然・農村・歴史・文化の活用など、広域景観の育成に資する方策の導入や景観計画に基づく重点地域の指定等を通じて、景観育成を進めます。なお、これらの検討は広域景観エリア協議会において検討を行い、地域の実情に見合った景観育成を進めます。

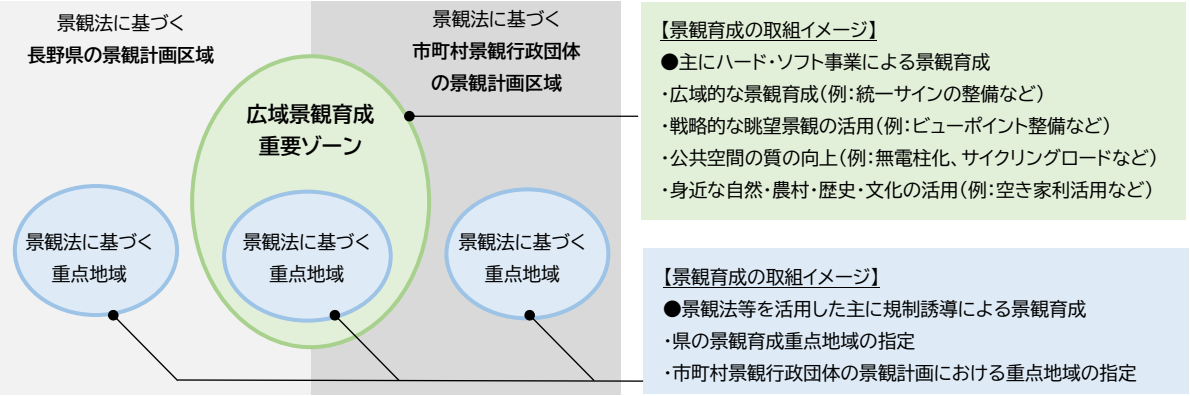

図　広域景観育成重要ゾーンと景観法等制度の関係性、取組イメージ

広域景観エリア、広域景観育成重要ゾーンの設定【県、市町村】

広域景観育成の方策検討
【県、広域景観エリア協議会】

図　広域景観育成重要ゾーンにおける景観育成の進め方

取組方策❶－④　広域景観エリア内の統一案内サイン等整備 new

地域の特徴を踏まえた統一案内サインの整備を検討します。統一案内サインは目的地等を伝える情報ツールであるほか、その地域の特徴や個性を踏まえたデザインとすることで、観光振興はもとより地域のブランディングにもつながるツールとして期待されます。

取組イメージ

木曽広域連合における公共サイン整備事業

取組方針❷ 戦略的に眺望景観を活用します

長野県は、豊かな地形により育まれた多様な眺望景観が見られ、これらの眺望景観は県民の暮らしを彩るとともに、来訪者を引き付ける魅力となっています。このような眺望景観を地域の価値向上につなげるため、眺望景観を戦略的に活用する取組を進めます。

【各主体に期待される役割】

・県民、来訪者は、ビューポイントを来訪し、その情報を共有・発信するとともに、景観の維持保全などに協力

・事業者は、眺望景観の保全やビューポイントの維持管理などへ協力やコンテンツ開発などに活用

・市町村は、認定・指定されたビューポイントの維持管理や環境整備、情報発信

【県の役割】

・県は、眺望できる場を活用した「広域景観アセスメント制度」を創設し眺望景観を保全

・県は、価値のある眺望景観を望める場を認定・指定し、維持管理や環境整備、情報発信などへの支援

取組方策❷－① ビューポイントの指定・認定、情報発信

信州の景観は、平や谷を分節している山岳からの見晴らしや、平や谷から山岳への見通しなどの雄大な眺望景観が特徴となっています。このような良好な眺望景観を望めるビューポイントを活用した景観育成方策を講じるため、不特定かつ多数の者が利用できるビューポイントの掘り起こしや、地域の重要なビューポイントの指定等を行います。

指定等されたビューポイントは、デジタル技術も活用しつつ、県のホームページや眺望カードの配布、各種イベント等において情報発信を進めます。

表 眺望点、信州ふるさとの見える(丘)の関係性　※令和7年4月現在

制度名称		概 要	備 考
眺望点		地域にとって重要な景観の眺望が可能で、不特定多数の者が利用することができること、かつ、眺望点を管理する者が明確で適正な管理が行われていると知事が認める地点を指定	160 箇所※ 令和２年度より制度を開始
	信州ふるさとの見える(丘)	「信州らしさ」や「ふるさと」が実感できる農村風景であり、不特定多数の者が展望でき、休憩箇所としても利用できるビューポイントを知事が認定	63 箇所※ 平成 25 年度より制度を開始

取組方策❷－② ビューポイントから眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議

指定された眺望点や信州ふるさとの見える（丘）は、景観法に基づく届出制度において、規模の大きい建築物や電気供給施設、太陽光発電施設の建設行為等を行う場合にはビューポイントからのシミュレーション画像等の提出が義務付けられており、景観への影響を事前に確認し、協議を実施しています。

シミュレーションによる景観協議

取組方策❷－③　信州の自然環境を活かした景観整備

信州の自然は重要な景観資産であり、来訪者が信州の景観評価する重要な要素です。そのため、豊かな自然環境を活かした地域の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備や巨樹・古木などの保存や視点場整備等を推進し魅力向上を図ります。

取組方策❷－④　広域景観アセスメント制度の創設・運用 new

大規模な建築行為等は周辺への景観的な影響度合いが大きいことが想定され、行為地によっては、市町村の行政界を跨ぐ広域的な景観調整が必要となることが想定されます。

これらに対応する取組として、既に指定、認定等されたビューポイントを広域景観調整のための眺望点（以下「特別眺望点」という。）として選定し、大規模な建築行為等に対して市町村間の行政界を跨ぐ景観調整制度である広域景観アセスメント制度の創設運用を目指します。

特別眺望点は、予めその地域の広域景観要素を整理の上、既に指定、認定されたビューポイントの中から景観調整が必要なものを抽出します。

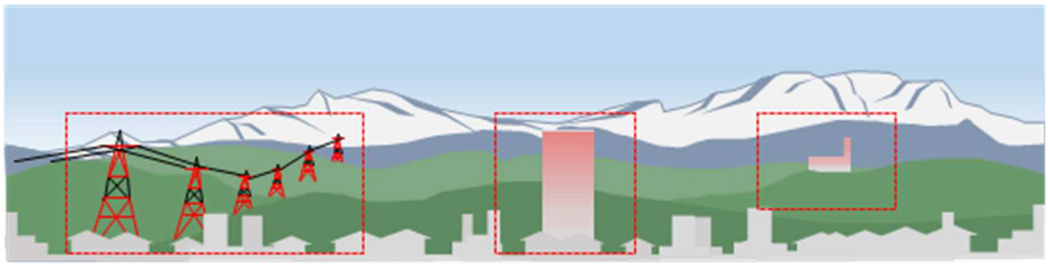

・近景から遠景に連続する構造物や遠景の山並みを分断する構造物
・中景、遠景部の周囲の景観に違和感を生じさせる構造物

図　周辺への景観的な影響度合いの大きい行為のイメージ

【特別眺望点の指定イメージ】
・視点場へアクセスが容易で、公共性が高い場所であること
・当該広域景観を象徴する眺望が視覚的に強く感じられること
・視点場の整備が行われている又は今後、整備を行う予定のあるもの

特別眺望点の眺望範囲を設定し、その計画が生じさせる景観への影響度合いをシミュレーション等により可視化させ、周辺住民や市町村との広域景観の調整を機能させます。

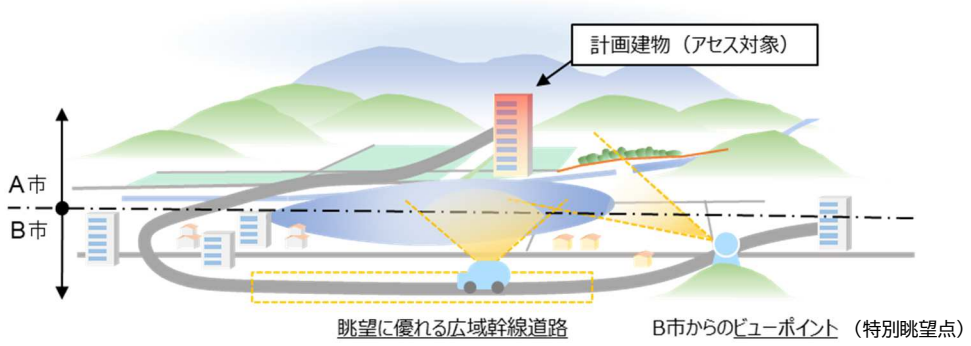

図　広域景観アセスメントのイメージ

取組方策❷－⑤ ビューポイントの滞留空間等の整備支援 new

指定、認定されたビューポイントは、地域の景観を楽しむ場であり、観光資源となりうる場でもあることから、その環境づくりは大切です。そのため、ビューポイントからの眺望を説明するサインやベンチ等の滞留空間の整備に向けた検討を行います。

取組イメージ

県道7号沿いにおいて、磐梯山への眺望の視点場の滞留空間及び電線類地中化の整備

4－3 ビジョン2に基づく取組方針と方策

■ビジョン2～身近な景観育成の視点～
「身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む」

取組方針❸ →主体：長野県
公共空間の質を高めます

取組方針❹ →主体：市町村・長野県
身近な自然・農村・歴史・文化を活かします

取組方針❸ 公共空間の質を高めます

道路、公園、河川、公共建築物等の公共空間は、誰もが利用できるパブリックな空間ですが、長野県の景観の「質」を感じ取る重要な場所でもあります。人が集い、個々が思い思いの過ごし方ができる居場所としての役割を念頭に公共空間の質を高めます。

【各主体に期待される役割】
・県民（土地所有者）や来訪者、事業者は、県有施設の整備に協力し、整備後はその施設を積極的に利用し、景観育成に資する活動への協力
・市町村は、重要な地域の景観育成を地域の関係者と積極的に進めるとともに、当該地域で重要な県有施設の景観の質の向上に向けた取組を県と積極的に協議・調整

【県の役割】
・県は、県有施設の景観の質の底上げを図るため景観協議の仕組みづくりを行い、公共施設のデザイン指針等を活用しながら、全体的な底上げとメリハリのある公共施設の景観の質を向上
・県は、地域の景観の骨格となる道路や河川、公園などの公共施設、激甚化する災害に対応した土木構造物等の景観へ大きな影響を及ぼす行為の景観の調整を先導して対応

取組方策❸－① 公共事業景観育成指針の運用

道路や、河川、公園及び建築物等の公共施設は、良好な景観育成の規範として、先導的な役割を果たすため、公共事業景観育成指針に沿って景観育成を推進します。なお、策定から 10 年以上が経過している公共事業景観育成指針は、公共事業の社会的な動向や新たな技術等に対応させるため、必要に応じて改定の検討を行います。

取組方策❸－②　景観重要公共施設の指定の推進

地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設は、当該施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として指定を進めます。計画段階の場合でも、地域の景観への影響が大きく、その主要な要素となると見込まれる施設は、当該施設管理者が定まっており、必要な協議及び同意がなされた場合は、景観重要公共施設として位置づけ、積極的に良好な景観育成に努めます。

取組方策❸－③　無電柱化等の整備の推進

電柱や電線類の景観配慮整備は、沿道環境や周囲の景観特性、コスト等を踏まえ、整備手法を選択し計画的に整備を推進します。

街路整備や面的な開発行為を行う場合は、計画段階から無電柱化の検討がなされるよう努めます。また、実現にあたっては、景観重要公共施設の指定や各種補助制度の活用なども視野に入れ、事業主体が取組を進めやすい環境づくりに努めます。

取組方策❸－④　広域的な公共整備の景観協議の仕組み　new

道路、河川、公園及び建築物等の公共施設は、良好な景観育成の規範として公共事業景観育成指針を用いて公共事業の質の向上が図られてきましたが、近年激甚化する災害に対応した公共事業の発生や都市再生に資する公共事業への期待の高まり、地域が関わりを持つ施設のあり方など、公共事業の進め方は複雑化しています。そのため、多面的な機能を持たせつつ、良好な景観育成を先導する公共事業とするため、計画の構想から、設計、施工、維持管理までの段階ごとに、専門家の意見を取り入れながら景観育成を図る仕組みづくりを検討します。

取組方策❸－⑤　県有施設の高質化整備の仕組み　new

道路、河川、公園及び建築物等の公共施設は、計画時の様々な基準や要件から統一化されたデザインにより地域の景観やまちづくりに適さない場合があります。

そのため、景観上重要な地域においては、県有施設を景観重要公共施設に指定するとともに、当該指定を受けた県有施設の補修や再整備等においては、その場所の特性を踏まえたデザインとなるよう、県有施設の高質化整備の仕組みづくりを検討します。

八王子市景観計画の重点地区内の河川護岸の再整備にあたり、東京都と市が連携した事例

取組方策❸－⑥　魅力的な街路空間の整備

街路空間は移動するための機能に留まらず、長野県の魅力的な景観を連続しながら眺望できる景観上重要な存在です。通常のメンテナンスはもとより、地域のボランティアによる維持活動など、日頃から適切な維持管理に努めます。

取組方針❹ 身近な自然･農村･歴史･文化を活かします

身近な自然や農村、歴史・文化が感じられる景観は、人々の生活や生業が今日まで続くことで守られ、醸し出されてきたものです。人口減少や高齢化の進展等に伴う課題に対し、景観の観点も加味した取組を推進することで、これまで守りつないできた景観の継承に努めます。

「身近な景観育成の方策」

取組方策❹－① 景観育成住民協定制度、景観協定制度の運用

景観育成住民協定制度や景観法に基づく景観協定制度の支援・推進に努めます。なお、景観行政団体の市町村の区域における景観育成住民協定の認定等の支援は、当該市町村の意向を尊重します。

近年、担い手の高齢化等により存続が困難な協定締結地区も生じており、制度のあり方を見直すなど、持続的な協定制度の構築を検討します。

取組方策❹－② ふるさと信州風景 100 選等の継承に向けた仕組み new

地域固有の歴史や文化が調和した信州の農村景観は、地域それぞれに特色があり、信州ならではの魅力に満ちあふれています。県は、このような風景を再発見し、魅力を県内外に発信するため「ふるさと信州風景 100 選」を選定し、情報発信を行ってきました。

県は、風景の維持・向上を図る活動の支援や、風景の中で見られる道路や河川の工作物、ビューポイント等を優先的に景観に配慮した整備を行うなど、優れた風景を後世に継承することを目指します。

取組方策❹－③ 信州まちなかグリーンインフラの推進

都市化の進展によるみどりの減少により「持続可能な社会の構築」「都市防災におけるみどりの重要性」「緑化意識の継承」の観点から都市におけるみどりの重要性が高まっています。都市施設や土地利用において、みどりの多様な機能の活用を図る“まちなかグリーンインフラ”の推進を図り、うるおいある魅力あふれるまちづくりを目指します。

「産業景観の育成の方策」

取組方策❹－④ 長野県農村景観育成方針の展開

県は、美しく豊かな農村風景を守り育てる主体を維持、確保することを目的に、「持続性のある農林業の実現」「魅力ある農村風景づくり」及び「都市と農山村の連携交流」の好循環を目指す「長野県農村景観育成方針」に基づき、農村風景の保全・育成に努めます。

基本目標と基本方針

取組方策❹－⑤　農業や林業等の自然的な景観の育成

農業や林業等の自然と共生する生業が醸し出す景観は、その担い手によって保たれている一方、人口減少や高齢化の影響から、農業等の担い手の支援とともに、関わる主体の間口を広げるため体験や研修などの多様な機会の提供に努めます。

取組方策❹－⑥　産業と結びついた景観の継承　new

信州の景観特性の一つである農林業の生産地やその加工製造業の景観は、信州らしさやふるさとを感じられるアイデンティティとなる景観であるとともに、来訪者を誘引する場として観光業の観点からも関心が高くなっています。しかし、生産者の高齢化や担い手不足、生産品の経済的な循環が滞るなど、今後このような景観が損なわれる可能性があります。そのため、県関係機関と個別事業を連携・調整しながら、生産物や地域の価値の向上の好循環となるような仕組みづくりを検討します。

「景観資源の保存活用の方策」

取組方策❹－⑦　景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進

地域の景観を構成する主要な要素の一つである建築物や工作物、樹木について、当該所有者との協議及び同意に基づき、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定を進め、地域の景観育成の核として、その維持保全や継承に努めます。

取組方策❹－⑧　景観資産の指定、保全の推進

地域の特性を生かした広域的な景観の育成を図るため、広域的な景観育成に資する建造物や樹木、遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等を景観資産として指定し、景観資産に影響を与える行為の届出等を通じて、その保全に努めます。

取組方策❹－⑨　空き家等の利活用の推進

長野県は、伝統構法による建物をはじめ、人口減少に伴う利活用できる空き家等が増加していますが、ストック活用を通じた移住・定住促進や産業振興などのまちづくりへの貢献に加え、景観育成の観点からも利活用の促進を検討します。

4－4 ビジョン3に基づく取組方針と方策

■ビジョン3～多様な主体との連携の視点～
「あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく」

取組方針❺ →主体：県民・事業者・市町村・国・長野県
多様な人材と協働・連携で推進します

取組方針❺ 多様な人材と協働・連携で推進します

長野県は、平成 18 年の長野県景観育成計画の策定当初から市町村や県民、土地所有者、事業者等の様々な主体と協働する「景観の育成」を掲げ、取組を進めてきました。人口減少や高齢化の進展に伴う担い手や財源の減少等に対し、多様な人材と協働・連携する取組を進めます。

【各主体に期待される役割】
- 県民（土地所有者）は、身近な暮らしの景観を維持したり、景観に関する取組へ積極的に参加したりするなど、身近な景観育成に資する活動への協力
- 来訪者は、良質な景観地を訪れたり、その情報を友人・知人、SNS などで共有したり、景観育成に資する活動への協力
- 事業者（生産者）は、市町村をはじめ県、国の取り組みへ協力するとともに、景観育成に貢献する日常的な事業活動や景観育成の課題解決につながる地域貢献活動への協力
- 市町村は、景観法や関連法令等の活用や県民、来訪者、事業者等と連携しながら地域の景観育成につながる取組を推進

【県の役割】
- 県は、個々の市町村と景観育成に対する考えの共有化を図りつつ、市町村と県の役割を整理し、多様な主体と連携・協働による景観育成の方策を検討
- 県は、本ビジョンの進捗管理や県土の景観の変化を踏まえつつ、必要な施策を検討して実施

取組方策❺－① 景観にまつわる表彰制度の運用

長野県ならではの景観やその景観育成に関わる活動を表彰する仕組みを運用し、景観育成に関わる方々の意欲向上や情報発信を通じて長野県の景観イメージを高めます。

景観にまつわる表彰（“信州の木”建築賞）

取組方策❺－②　景観教育の導入

景観育成の担い手である子ども達を対象に景観にまつわる学びの機会の提供を図ります。

出前講座の実施や、小中学校と連携し子ども達が景観に触れる機会の創出に努めます。

小学校への出前講座の様子（景観学習）

取組方策❺－③　長野県の景観に関する情報発信

長野の景観の魅力や場所、景観育成の取組等を広く伝えるため、県のホームページのほか、SNS などを活用し、情報を発信します。

情報発信は、県民や来県者、事業者など多様な主体による情報発信を念頭に、デジタルデータの活用を推進します。

県公式 SNS での情報発信

取組方策❺－④　市町村が主体となった景観行政の実現

景観法の施行により、市町村が景観行政団体に移行し、その地域の特徴を尊重した独自の景観育成の取組を可能としました。市町村が新たに景観行政団体に移行する際は、より実効性のある景観行政が実現できるよう、これまでの取組の継承や、必要に応じて隣接する市町村との調整を行います。

また、県内の屋外広告物の景観誘導は、独自の屋外広告物条例を持つ市町村を除き、長野県屋外広告物条例により規制・誘導が図られています。屋外広告物条例の基準等の整備や取扱いの調整、景観行政団体市町村の屋外広告物条例制定の相談支援など、屋外広告物行政の適切な運用ができるよう努めます。また、業界団体と連携し違反広告物の防止や広告物の維持保全を推進し、屋外広告物の適切な設置・維持に努めます。

取組方策❺－⑤　景観法令等に係る事務手続きの見直し

建築物や工作物等の技術は日々進歩しており、計画検討時に想定していなかった景観に影響を及ぼし得る行為が生じています。今後もこのような景観に影響を及ぼし得る新たな行為が生じることが予想されるため、適宜基準の見直しや手続きを追加するなど、法令に基づく実効性のある運用を図るため、必要な見直しを行います。

また、景観行政団体市町村間での基準や運用等を調整するため、必要な情報交換の機会を設け、景観法令等の適切な運用に努めます。

取組方策❺－⑥　中間支援組織や景観整備機構との連携

市町村と県民を含めた事業者等が連携した景観育成を進めるため、建設分野や屋外広告物等の業界団体といった関係団体、中間支援組織である UDC 信州、景観法に基づき指定した景観整備機構などと連携し景観育成を進めます。

取組方策❺－⑦　景観専門家の派遣制度の改定、運用

地域における自律的な景観育成、県による先導的な景観育成の取組において、地域特性に精通した専門家や景観に係る様々な分野における高度な知識と感性を有する専門家のもと、個性豊かな景観育成を進めることが重要です。そのため、景観アドバイザー派遣制度の見直しを行い、地域に根差して継続的に参画できる専門家の派遣に加えて、民間事業や公共事業等の景観協議において助言・指導できる専門家の活用、育成を図ります。

景観デザイナーの派遣

取組方策❺－⑧　新たな景観育成の財源の確保　new

景観行政を持続的に推進する上ではその財源の確保が必要となるため、ふるさと納税制度の活用やまちづくりファンドの創設など、新たな景観育成の財源の確保に向けた検討を進めます。

参考:景観育成の取組方策の一覧まとめ

県は、これまで取り組んできた景観育成の取組方策に加え、新規に取り組む景観育成の取組方策を加えることで、次のステージの景観行政に取り組みます。

取組方針	取組方策	
❶ 広域的な景観育成を先導します	① 景観法制度を活用した景観誘導 ② 広域景観エリアの設定、広域景観エリア協議会による取組の推進 ③ 重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定 ④ 広域景観エリア内の統一案内サイン等整備	
❷ 戦略的に眺望景観を活用します	① ビューポイントの指定・認定、情報発信 ② ビューポイントから眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議 ③ 信州の自然環境を活かした景観整備 ④ 広域景観アセスメント制度の創設・運用 ⑤ ビューポイントの滞留空間等の整備支援	
❸ 公共空間の質を高めます	① 公共事業景観育成指針の運用 ② 景観重要公共施設の指定の推進 ③ 無電柱化等の整備の推進 ④ 広域的な公共整備の景観協議の仕組み ⑤ 県有施設の高質化整備の仕組み ⑥ 魅力的な街路空間の整備	
❹ 身近な自然・農村・歴史・文化を活かします	身近な景観育成の方策	① 景観育成住民協定制度、景観協定制度の運用 ② ふるさと信州風景 100 選等の継承に向けた仕組み ③ 信州まちなかグリーンインフラの推進
	産業景観の育成の方策	④ 長野県農村景観育成方針の展開 ⑤ 農業や林業等の自然的な景観の育成 ⑥ 産業と結びついた景観の継承
	景観資源の保存活用の方策	⑦ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進 ⑧ 景観資産の指定、保全の推進 ⑨ 空き家等の利活用の推進
❺ 多様な人材と協働・連携で推進します	① 景観にまつわる表彰制度の運用 ② 景観教育の導入 ③ 長野県の景観に関する情報発信 ④ 市町村が主体となった景観行政の実現 ⑤ 景観法令等に係る事務手続きの見直し ⑥ 中間支援組織や景観整備機構との連携 ⑦ 景観専門家の派遣制度の改定、運用 ⑧ 新たな景観育成の財源の確保	